

## 令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金

### よくある質問（Q & A）

#### 1 補助対象について

Q 1 どのような施設が県補助金の対象となりますか？

A 1 県内に開設する保険医療機関（大規模病院（200 床以上）、病院、内科診療所、歯科診療所）及び保険薬局が対象です。

ただし、令和 7 年 9 月末日までに電子処方箋を導入しており、申請時点で社会保険診療報酬支払基金から国の補助金「ICT 基金(電子処方箋)」の交付決定を受けている必要があります。

Q 2 既に電子処方箋を導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A 2 可能です。

県補助金を申請するためには、申請時点で社会保険診療報酬支払基金から国の補助金「ICT 基金(電子処方箋)」の交付決定を受けている必要がありますが、**県補助金の交付要件として、特に国補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。**

Q 3 既に電子処方箋を導入し、新機能として院内処方機能を導入しましたが、県補助金は申請できますか？

A 3 愛知県が補助の対象としている電子処方箋の新機能は「リフィル処方箋」、「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」、「マイナンバーカード署名」、「処方箋 I D 検索」及び「調剤結果 I D 検索」に関する機能の追加に要する費用です。「院内処方機能」は補助対象外です。

## 2 補助金の交付申請について

### (1) 概要

Q 4 どのような手順で県補助金の交付申請の手続きを行えばよいですか？

A 4 電子処方箋の運用準備から補助金申請までの流れは以下のとおりです。

- (1) デジタル庁の補助金電子申請システム「jGrants」の ID (G ビズ ID) の取得

※ ID 取得までに 2～3 週間かかるので、(2)から(5)までの手続きと並行して申請してください。

- (2) システム事業者への発注

※ システム事業者のスケジュール等によっては、対応に時間を要するため、早めにシステム事業者へご連絡ください。

- (3) 電子処方箋の運用開始（導入完了）

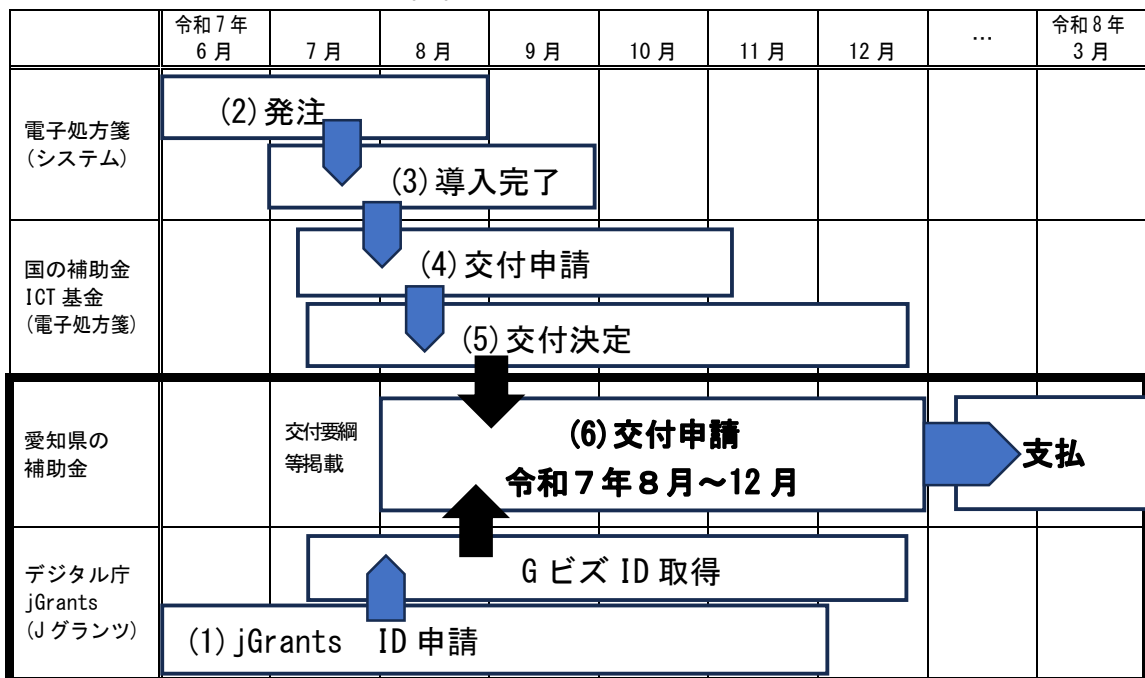
- (4) 社会保険診療報酬支払基金へ国の補助金「ICT 基金（電子処方箋）」を交付申請

※ (4)交付申請から(5)交付決定通知までの目安は、1～2 か月程度です。

- (5) 社会保険診療報酬支払基金から交付決定通知を受領（交付決定）

- (6) 愛知県へ補助金交付申請（令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）まで）

※ 「jGrants」を用いて電子申請のみで受け付けます（紙申請の受付はございません。）。



Q 5 県補助金の補助率、補助限度額はどのようになっていますか？

A 5 県補助金の補助率、補助限度額は以下のとおりです。補助対象者の種別と補助対象事業により補助率、補助限度額が異なります。

● 大規模病院（病床数 200 床以上）

| 対象経費              | 補助事業費<br>上限額 | 補助率    | 補助限度額    |
|-------------------|--------------|--------|----------|
| (1) 電子処方箋導入費用     | 486.6 万円     | 6 分の 1 | 81.1 万円  |
| (2) 電子処方箋新機能導入費用  | 135.6 万円     | 6 分の 1 | 22.6 万円  |
| (3) (1)・(2)同時導入費用 | 602.2 万円     | 6 分の 1 | 100.3 万円 |

● 病院（病床数 200 床未満）

| 対象経費              | 補助事業費<br>上限額 | 補助率    | 補助限度額   |
|-------------------|--------------|--------|---------|
| (1) 電子処方箋導入費用     | 325.9 万円     | 6 分の 1 | 54.3 万円 |
| (2) 電子処方箋新機能導入費用  | 100 万円       | 6 分の 1 | 16.7 万円 |
| (3) (1)・(2)同時導入費用 | 405.9 万円     | 6 分の 1 | 67.6 万円 |

● 診療所（内科、歯科）

| 対象経費              | 補助事業費<br>上限額 | 補助率    | 補助限度額   |
|-------------------|--------------|--------|---------|
| (1) 電子処方箋導入費用     | 38.7 万円      | 4 分の 1 | 9.7 万円  |
| (2) 電子処方箋新機能導入費用  | 24.5 万円      | 4 分の 1 | 6.1 万円  |
| (3) (1)・(2)同時導入費用 | 54.2 万円      | 4 分の 1 | 13.5 万円 |

● 薬局

| 対象経費              | 補助事業費<br>上限額 | 補助率    | 補助限度額   |
|-------------------|--------------|--------|---------|
| (1) 電子処方箋導入費用     | 38.7 万円      | 4 分の 1 | 9.7 万円  |
| (2) 電子処方箋新機能導入費用  | 25.6 万円      | 4 分の 1 | 6.4 万円  |
| (3) (1)・(2)同時導入費用 | 55.3 万円      | 4 分の 1 | 13.8 万円 |

<補助イメージ>

- 大規模病院（病床数 200 床以上）（1）の事業 導入費用 300 万円（補助事業費上限額未満）の場合



- 大規模病院（病床数 200 床以上）（1）の事業 導入費用 486.6 万円（補助事業費上限額と同額）の場合



- 大規模病院（病床数 200 床以上）（1）の事業 導入費用 600 万円（補助事業費上限額より高額）の場合



※（病院負担分）1/2以上  
356.7万円＝243.3万円＋補助事業費上限超過額113.4万円

Q 6 補助金の区分の違い（導入、新機能導入、同時導入）は何ですか？

A 6 補助対象事業は以下の３つの区分があります。

- （１） 電子処方箋の初期導入に要する費用（（３）に掲げるものを除く。）
- （２） 電子処方箋の新機能（「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ＩＤ検索」「調剤結果ＩＤ検索」に関する機能）の追加に要する費用（（３）に掲げるものを除く）
  - ※ 「院内処方機能」は対象外です。
- （３） 電子処方箋の初期導入及び新機能の追加に要する費用（同時に導入したものに限る、（１）、（２）に掲げるものを除く）

Q 7 県補助金申請時、どの補助金の区分で申請すればよいか分かりません。

A 7 県補助金の区分は、国補助金交付申請時に選択した申請区分と同一にしてください。

なお、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。

また、令和 7 年 4 月 1 日以降、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付決定通知書については、題目（タイトル）末尾に「令和 年 月導入分」と記載されています。県補助金の補助対象は令和 7 年 9 月末日までに電子処方箋を導入した施設ですので、「令和 7 年 10 月導入分」等、導入時期が令和 7 年 10 月以降となっている施設は補助対象外となります。ご注意ください。

<国補助金の交付決定通知書の題目（タイトル）>

| 国補助金の交付決定通知書の題目                                                             |   | 県補助金の区分                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」                                   | → | (1) 電子処方箋導入費用<br>(県交付要綱第 3 条 (1) の事業)    |
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ）」                           |   |                                          |
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（初期導入のみ）」                |   |                                          |
| 「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」                              | → | (2) 電子処方箋新機能導入費用<br>(県交付要綱第 3 条 (2) の事業) |
| 「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（新機能（リフィル処方箋等）の導入）」 |   |                                          |

|                                                                               |   |                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）」                      | → | (3)(1)・(2) 同時導入費用<br>(県交付要綱第3条(3)の事業) |
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（初期導入と新機能（リフィル処方箋等）の同時導入）」 |   |                                       |
| 「電子処方箋管理サービスの導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（新機能（院内処方機能）の導入）」         | → | 「院内処方機能」は県補助金の対象外です。                  |



Q 8 施設の種別（大規模病院、病院、診療所、薬局）の違いは何ですか。

A 8 施設の種別は以下のとおりです。

- (1) 大規模病院（病床数 200 床以上）  
病床数は許可病床数を指します。
- (2) 病院（病床数 200 床未満）
- (3) 診療所（内科、歯科）
- (4) 薬局

国補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分が分かれています。県補助金では大型チェーン薬局とその他薬局で補助率及び補助限度額に差がないため、施設の種別は「薬局」のみとなります。

Q 9 県補助金について、どのような経費が補助対象となりますか？

A 9 国補助金と同一です。詳しくは、社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービス等関係補助金に関する Web ページを御確認ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010040](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040)

なお、国補助金と同様に、電子処方箋導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用を含む）については、補助対象外です。

Q 10 国補助金と県補助金を両方申請することは可能ですか。

A 10 可能です。

Q 1 1 社会保険診療報酬支払基金に国補助金の申請をすれば、県補助金は別に申請しなくとも、国補助金と県補助金の両方を受け取ることができるのですか？

A 1 1 国補助金と県補助金は別制度となりますので、国（社会保険診療報酬支払基金）とは別に、県に補助金の交付申請をしなければ、県補助金を受け取ることとはできません。

Q 1 2 県補助金について、予算額に上限があると思われますが、予想以上に申請が多く、予算額上限に達してしまった場合、途中で補助金申請が終了する可能性はありますか？

A 1 2 本補助金は、令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金交付要綱第 1 条にあるとおり、予算の範囲内において交付するものです。

Q 1 3 （１）電子処方箋導入費用と（２）電子処方箋新機能導入費用それぞれについて、県補助金の交付申請を行うことはできますか。

A 1 3 それぞれの費用について、国補助金の交付決定通知を計 2 通受けているのであれば、県補助金の交付申請もそれぞれ申請することが可能です。

## (2) 申請方法 (jGrants) について

Q 1 4 県補助金の申請方法は？

A 1 4 **県補助金は、デジタル庁の補助金申請システム「jGrants」を用いて、電子申請のみで受け付けます（紙申請の受付はございません。）。**

具体的な申請方法については、「令和7年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金 jGrants 入力マニュアル」を御確認ください。

なお、jGrants の ID (G ビズ ID) の取得申請から取得までに2～3週間かかるため、県補助金の申請締切直前になってから G ビズ ID の取得申請をした場合、県補助金の申請には間に合わない場合があります。遅くとも11月までに G ビズ ID 申請を行い、G ビズ ID を取得してください。

jGrants の ID (G ビズ ID) の取得方法については、デジタル庁の jGrants に関する Web ページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q 1 5 jGrants の ID (G ビズ ID) の取得方法が分かりません。

A 1 5 jGrants の ID (G ビズ ID) は、書類郵送申請とマイナンバーカードを用いたオンライン申請があります。手続きに必要なもの及び申請の流れについては、デジタル庁の G ビズ ID に関する Web ページを御確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q 1 6 G ビズ ID には、「gBizID プライム」、「gBizID メンバー」、「gBizID エントリー」という3種類のアカウントがありますが、どのアカウントを取得すれば jGrants による県補助金の交付申請ができますか？

A 1 6 **jGrants による県補助金の交付申請には、「gBizID プライム」又は「gBizID メンバー」が必要です（「gBizID エントリー」ではログインできません。）。**詳細は、デジタル庁の Web ページを御確認ください。

[https://gbiz-id.go.jp/top/service\\_list/service\\_list.html](https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html)

Q 1 7 複数の施設について県補助金の交付申請を行う場合、jGrants の ID (G ビズ ID) は施設数分取得しなければならないのですか？

A 1 7 **同一の事業者から複数回の交付申請ができるように入力フォームを設定していますので、複数の施設について県補助金の交付申請を行う場合であっても、jGrants の ID (G ビズ ID) は 1 つあれば全ての施設について補助金の交付申請が可能**です。

Q 1 8 行政書士等による代理申請は可能ですか？

A 1 8 可能です。ただし、**委任者及び受任者両者に「gBizID プライム」アカウントが必要となります**。また、代理でできるのは申請フォームの入力のみです。申請自体は委任者で行う必要があります。

### (3) 申請期間について

Q 1 9 県補助金の申請期間はいつからいつまでですか？

A 1 9 県補助金の申請期間は、令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）までとなります。

Q 2 0 システム事業者に電子処方箋導入のための改修工事の発注をしましたが、未だ電子処方箋は導入できていない状態です。県補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類が一部不備の状態で、県補助金を申請したいのですが、可能ですか。

A 2 0 県補助金は、申請時点で電子処方箋が導入済みである必要があります（**県補助金は、電子処方箋導入前に申請することができません。**）。

システム事業者への連絡から電子処方箋の導入（運用開始）までに 1 ～ 2 か月、国補助金の申請から交付決定を受けるまで 1 ～ 2 か月かかります。県補助金を申請期限までに申請するためには、**遅くとも 8 月までに、システム事業者へシステムを発注**してください。

また、電子処方箋の導入が令和 7 年 10 月以降となってしまうと、県補助金の補助対象外となりますのでご注意ください。

Q 2 1 国（社会保険診療報酬支払基金）に対し、電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請は行いましたが、未だ補助金交付決定通知書を受け取っていません。県補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類が一部不備の状態で、県補助金を申請したいのですが、可能ですか。

A 2 1 県補助金を申請するためには、申請時点で社会保険診療報酬支払基金から国の補助金「ICT 基金(電子処方箋)」の交付決定を受けている必要があります（**国補助金の交付決定を受けていない状態で、県補助金を申請することはできません。**）。

国補助金の申請から交付決定を受けるまで 1 ～ 2 か月かかります。県補助金を申請期限までに申請するためには、**遅くとも 10 月までに、国補助金の申請**をしてください。

Q 2 2 県補助金の申請に必要な jGrants にログインするための ID (G ビズ ID) を取得する手続きを行うのを忘れていました。jGrants の ID (G ビズ ID) の取得が県補助金の申請期限までに間に合わない見込みなのですが、jGrants 以外の方法で県補助金を申請することはできますか。

A 2 2 **県補助金は、jGrants を用いた電子申請のみで受け付けます（紙申請の受付はございません。）。**

jGrants の ID (G ビズ ID) の取得申請から取得までに 2 ～ 3 週間かかるため、県補助金の申請締切直前になってから G ビズ ID の取得申請をした場合、県補助金の申請には間に合わない場合があります。**遅くとも 11 月までに G ビズ ID 申請を行い、G ビズ ID を取得してください。**

Q 2 3 県補助金を交付申請するためには、システム導入、国（社会保険診療報酬支払基金）への補助金交付申請、jGrants の ID (G ビズ ID) の取得等を事前に行う必要がありますが、県補助金の申請期限に間に合わせるためには、それぞれいつまでに行う必要がありますか？

A 2 3 電子処方箋の運用準備から補助金申請までの流れについては、Q 4 を御確認ください。

それぞれの手続きの所要時間及び県補助金の申請期限に間に合う大まかな期限は以下のとおりです。

| 手続き内容                                      | 所要時間                | 期限                    |
|--------------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| (1) jGrants の ID (G ビズ ID) の取得             | 2 ～ 3 週間            | <b>遅くとも 11 月までに実施</b> |
| (2) システム事業者への発注                            | 1 ～ 2 か月<br>(発注～導入) | <b>遅くとも 8 月までに実施</b>  |
| (3) 電子処方箋の運用開始（導入完了）                       |                     |                       |
| (4) 社会保険診療報酬支払基金へ国の補助金「ICT 基金（電子処方箋）」を交付申請 | 1 ～ 2 か月<br>(申請～決定) | <b>遅くとも 10 月までに実施</b> |
| (5) 社会保険診療報酬支払基金から交付決定通知を受領                |                     |                       |

#### (4) 同時申請について

Q 2 4 国の補助金申請では、施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A 2 4 **県補助金においても、国補助金と同様に、同一の事業者から一括で申請することが可能**です。

国補助金において事業者一括申請を行った場合、1施設毎に補助額を算定のうえ、一括申請者に1施設毎に作成した交付決定通知書が発行されますので、県補助金の申請においては、1施設毎の補助額算定の基となった事業費を記載する必要があります。

Q 2 5 県補助金において、一括申請を行う場合、jGrants の ID (G ビズ ID) は1つ取得していれば申請は可能ですか。また、一括申請を複数回に分けて行いたい場合、jGrants の ID (G ビズ ID) はいくつ必要となりますか？

A 2 5 **同一の事業者から複数回の交付申請ができるように入力フォームを設定していますので、一括申請を行う場合であっても、jGrants の ID (G ビズ ID) は1つあれば全ての施設について補助金の交付申請が可能**です。

また、一括申請を複数回に分けて行いたい場合であっても、jGrants の ID (G ビズ ID) は1つあれば全ての施設について補助金の交付申請が可能です。

Q 2 6 医科、歯科併設医療機関の場合、医科、歯科を一括して申請することは可能ですか？

A 2 6 医科、歯科は別々に申請する必要があります。

## (5) 申請書類について

Q 2 7 県補助金の交付申請に必要な書類は何ですか？

A 2 7 以下の書類を jGrants にアップロードしてください。

- (1) 領収書の写し
- (2) 領収書内訳書の写し
- (3) 社会保険診療報酬支払基金が交付する交付決定通知の写し
- (4) 振込先口座の確認できる通帳の見開きページ (写し)

Q 2 8 振込先口座の指定はありますか？

A 2 8 振込が可能な口座であれば、特段指定はありません。

Q 2 9 領収書及び領収書内訳書の写しを紛失しました。どうしたらよいですか？

A 2 9 国から以下のとおり対応できると伺っております。

医療機関等向け総合ポータルサイト>ログイン> (右上に表示される) マイリスト>申請>電子処方箋補助金申請>タスク>電子処方箋補助金申請から、補助金申請時に使用した「領収書 (写)」、「領収書内訳書 (写)」といった添付資料をダウンロードすることが可能です。

一括申請の場合は、医療機関等向け総合ポータルサイト> (とりまとめ者アカウントで) ログイン> (右上に表示される) マイリスト>申請>電子処方箋補助金申請 (一括) >タスク>電子処方箋補助金申請 (一括) から、補助金申請時に使用した傘下機関分の「領収書 (写)」、「領収書内訳書 (写)」といった添付資料をダウンロードすることが可能です。



Q 3 0 国補助金の交付決定通知書を紛失しました。どうしたらよいですか？

A 3 0 国から以下のとおり対応できると伺っております。

医療機関等向け総合ポータルサイト＞電子処方箋管理サービス＞電子処方箋の各種申請について＞ログイン＞交付決定通知書ダウンロードから、確認、ダウンロードすることが可能です。

また、交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、申請した医療機関・薬局へ送信されますので、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに到達いただき、ダウンロードすることが可能です。

一括申請の場合は、医療機関等向け総合ポータルサイト＞電子処方箋管理サービス＞電子処方箋の各種申請について＞（とりまとめ者アカウントで）ログイン＞交付決定通知書ダウンロードから、傘下機関分すべての交付決定通知書を一括でダウンロードすることが可能です。

なお、交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、本部の職員等申請者へ送信されますので、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに到達いただき、ダウンロードすることも可能です。

### 3 その他

Q 3 1 県の補助金の交付を受けた後に行わなければならない手続きはありますか？

A 3 1 「令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金交付要綱」第 1 1 条において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければなりません。

なお、仕入控除税額報告書は、仕入額控除税額が 0 円の場合も提出してください。

ただし、報告時期は令和 9 年度を予定しておりますので、仕入控除税額の報告はしばらくお待ちください。

Q 3 2 県補助金の申請期間内に補助金の交付申請ができなかった場合、電子処方箋を導入しても国又は県から補助金はもらえないのでしょうか？

A 3 2 **県補助金については、県補助金の申請期間内（令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）まで）に申請できなかった場合、受け取ることはできません。**

国補助金については、電子処方箋管理サービス初期導入又は同時導入の場合、令和 7 年 9 月 30 日までにシステム導入を完了し、令和 8 年 3 月 31 日までに申請を行えば、補助金を受け取ることができます。電子処方箋管理サービス新機能（機能拡充）の場合は、令和 8 年 1 月 15 日までに申請を行えば、補助金を受け取ることができます。

Q 3 3 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の概要が知りたいです。

A 3 3 以下の Web ページを御確認ください。

[https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=ep\\_top](https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=ep_top)

Q 3 4 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助率、補助上限額が知りたいです。

A 3 4 以下の Web ページの「6. 交付額」を御確認ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010040#item24](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040#item24)

なお、国補助金と県補助金をあわせて受け取った場合、導入費用に対する財政的支援全体の割合の最大値は以下のとおりです。ただし、導入費用が補助事業費上限額を超えた場合、超過分は医療機関の負担となります点に御留意ください。

県補助金の補助率、補助限度額については、Q 5 を御確認ください。

| 施設の種別                 | 国補助<br>A | 県補助<br>B | 国＋県補助<br>C=A+B | 医療機関等の負担<br>D=1-C |
|-----------------------|----------|----------|----------------|-------------------|
| 大規模病院（病床数<br>200 床以上） | 1 / 3    | 1 / 6    | 1 / 2          | 1 / 2             |
| 病院（病床数 200 床<br>未満）   | 1 / 3    | 1 / 6    | 1 / 2          | 1 / 2             |
| 医科診療所                 | 1 / 2    | 1 / 4    | 3 / 4          | 1 / 4             |
| 歯科診療所                 | 1 / 2    | 1 / 4    | 3 / 4          | 1 / 4             |
| 大型チェーン薬局※             | 1 / 4    | 1 / 4    | 1 / 2          | 1 / 2             |
| 薬局（大型チェーン<br>薬局以外）    | 1 / 2    | 1 / 4    | 3 / 4          | 1 / 4             |

※ グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局